

予算の執行権委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第10号

予算の執行権委任規則の一部を改正する規則

予算の執行権委任規則（昭和40年5月天理市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

社会教育費	社会教育総務費
	文化財保護費
	公民館費
	図書館費
	教育総合センター費
	教育キャンプ場費

を

」

「

社会教育費	社会教育総務費
	文化財保護費
	公民館費
	図書館費
	教育総合センター費
	教育キャンプ場費
保健体育費	学校給食費

に改める。

」

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。